

職場でのセクハラ等により発症した精神疾患 に関する労災請求の相談窓口について

岐阜労働局では平成24年6月からセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）等、職場のストレスによる精神疾患に関して、労災保険請求などの相談窓口を開設しました。

相談は精神保健福祉士の資格を有する専門の調査員が行います。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談下さい。

【対象となる方】

職場でセクシュアル・ハラスメント等を受けられたご本人

【相談日時】

毎月第一・第三水曜日 午後1時から午後4時まで

※日程が変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

問合わせ先

岐阜労働局 労災補償課

TEL 058(245)8105